



**2020年度 協会事業説明会**  
**「公共工事の品質確保の促進に関する  
法律改正と今後の活動」**

## 2020年度 品確法改正に該当する事業計画

### 1. 建築物衛生法の改正

#### ○計画

2019年度に行った厚生労働科学研究の調査結果を基に、建築物衛生法における特定建築物のあり方について検討を行う。また、建築物環境衛生管理技術者の選任制度のあり方、兼任する条件の緩和に必要な調査を行い、施策を推進する

### 2. 適正な発注事務の普及

#### ○計画

官公庁発注者の視点で、ビルメンテナンス業務品質の担保のためには、業務の理解が重要であるという認識を深める。

- 1) 厚生労働省と共催で「保全業務マネジメントセミナー」を各地区本部で開催
- 2) 公共工事の品質の確保の促進に関する法律の改正を踏まえて、厚生労働省の「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」の解説、国土交通省監修「建築保全業務共通仕様書・積算要領」の普及・啓発に努め、保全業務マネジメントセミナーのカリキュラムに加味する

## 品確法改正に関する事業の進め方（戦略）

戦略Ⅰ：建築物衛生法の改正に向けた対応は、国立保健医療科学院が行った、厚生労働科学研究の報告結果を基に、理論を固める

戦略Ⅱ：適正な発注事務の普及は、仕様書に基づく「発注」と「積算、応札」による適正な受発注の実現をする  
そのため「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」の普及、すなわち、実際の入札における活用を目指す

## 品確法改正に関する事業の進め方

### 戦略Ⅰ 建築物衛生法の改正に向けた具体的対応

- 1) 厚生労働科学研究を実施した国立保健医療科学院が、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、5月に結果を示す予定が、9月にずれ込む  
現在、報告は厚生労働省が受理し、精査中  
今後、国立保健医療科学院のホームページにて、研究結果を掲載予定
- 2) 報告を踏まえて厚生労働省として、内容の見直しをする場合は、政令の改正が必要になる  
その段階で、全国協会として内容の検討を行い、要望の提出の可否を決める

## 品確法改正に関する事業の進め方

### 戦略Ⅱ 適正な発注事務の普及に向けた具体的対応

- 1) 新型コロナウイルス感染症の拡大により、集合研修での「保全業務マネジメントセミナー」は開催を見合わせ  
厚生労働省が品確法の改正にあわせて「ビルメンテナンス業務に係る、発注関係事務の運用に関するガイドライン」の改正を行う予定であるので、その内容に特化したオンラインセミナーを行う
- 2) 対象者は原則として、国、都道府県、市区町村又は独立行政法人などの受発注業務担当者

## 品確法改正に関する事業の進め方

### 戦略Ⅱ 適正な発注事務の普及に向けた具体的対応

3) 開催時期は、2021年2月を予定

(ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドラインの改訂にあわせる) 新型コロナウイルス感染症

4) 目標

- ① ビデオなどの告知を活用し300名の受講を目指す
- ② 受講者のうち80%が次回入札におけるガイドライン活用の意思表示をする
- ③ ガイドライン活用の意思表示を示した受講者のうち10%が、全国ビルメンテナンス協会に相談する
- ④ 2022年3月入札における50%のガイドライン活用を目指す